

## 令和6年第8回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和6年8月9日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和6年8月9日(金) 午後2時48分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 林 眞理 (農政担当)	3番 秋山 陽太郎 (農地担当)
4番 定井 正雄 (会長)	5番 中村 安行
6番 友野 伸樹	7番 能登谷 和正 (会長代理)
8番 仮谷 昌典	9番 若林 勤
10番 在間 洋則	11番 渡邊 豊
12番 小原 弘	13番 奥山 弘志
14番 渡邊 則文	15番 小西 忍

欠席 1人

2番 守安 淳市

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	永野 直樹	武田 治紀
石尾 弘	大森 安男	澁江 隆司	竹内 功次	長代 悦和
大月 泉	杉岡 賢二	劔持 孝明	高谷 幹晴	藤井 久美

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 中山 知輝 次長 岡中 芳浩 主任 吉川 剛史 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

14番委員 15番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第31号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第22号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第23号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午後1時30分**

(会長) それでは、只今より令和6年第8回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名、欠席が1名。そして農地利用最適化推進委員が15名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、14番委員、15番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。まず、総社市農業委員会の農地最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の

選任に関する規則第7条の規定により、7月23日に秦地区の農地利用最適化推進委員候補者の評価を行いました。お手元に評価委員会の結果をお配りしていますので、ご覧いただければと思います。この総会で、農地利用最適化推進委員候補者を決定し、委嘱いたします。まず、秦地区の農地利用最適化推進委員候補者を決定したいと思います。定数1名に対しまして1名の候補者であります。何かご意見はございませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、この1名を候補者に決定することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長) 異議なしと認め、この1名を農地利用最適化推進員候補者とすることに決定いたしました。お諮りいたします。ただ今、決定いたしましたこの1名を、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱することとしてよろしいか。

(委員) 異議なし。

(会長) 異議なしと認め、この1名を秦地区の総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定しました。この際、しばらく休憩いたします。

【午後1時36分から午後1時40分まで休憩】

(会長) 休憩前に引き続き会議を開きます。ここからは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

#### 【議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第30号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。

(主任) 【議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

#### 【受付番号34番】

(農地担当) それでは34番、西阿曾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) この案件ですが、渡人は、高齢で農業が出来なくなって、受人へ贈与しようとするものです。受人は近所の方で地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いします。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。34番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、34番は許可されました。

【受付番号35番】

- (農地担当) 続きまして35番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (11番委員) この農地ですが、荒神様の共有ということで5人の共有名義で所有をしており、全員亡くなっていました。この度、相続手続きが出来た渡人から手続きをしていくという事で受人がこの農地の5分の1を譲り受けようとする申請です。受人は、50年以上この農地を耕作されてきました。相続が出来次第、すべてを受人が所有していく予定です。受人は、息子とこの農地を管理していたという事で、地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いします。
- (農地担当) 竹内委員、補足はありますか。
- (竹内委員) 補足はありません。よろしくお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。35番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、35番は許可されました。

【受付番号36番】

- (農地担当) 続きまして36番、下林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (高尾委員) 受人は、申請地の近くに住んでおり、すでに桃を植えて管理をしていました。農機具も一式所有しており、地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。36番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、36番は許可されました。

【受付番号37番】

- (農地担当) 続きまして37番、楨谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (10番委員) この案件ですが、渡人が農業が出来ないという事で、以前から受人が管理をされてきました。現在は、桃の苗を植えております。受人は、申請地の近くに住んでおり、地元としては問題ないと思いますので審議の程お願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。37番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、37番は許可されました。

【受付番号38番, 39番, 5条29番, 30番】

- (農地担当) 続きまして38番、黒尾の件につきまして、39番及び5条の29番、30番と関連がありますので、一括審議とさせていただきます。まず、現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が田、南が宅地、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) まず、3条の案件ですが、渡人が所有している農地を整理するという事で今回の申請に至りました。その関係で5条の申請もありますが、農地の整理ということと、近所の方が測量をした際、農地に建物がはみ出していたという事が判明したことにより、これを是正するための申請です。地元としては問題ないと思いますが、詳しくは石尾委員からお願いします。
- (農地担当) それでは石尾委員、お願いします。
- (石尾委員) 5条の案件ですが、周辺営農に支障はありませんので問題ないです。3条の案件については、受人は、申請農地の近くに住んでおり、耕作が便利になるという事で取得をするという事です。農機具を一式所有しており、水稻と野菜を奥さんと息子と一緒に耕作する予定です。遊休農地の解消になるという事で、地元としては問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。
- (農地担当) 受人は、他地区にも農地を所有しており、耕作状況の調査をしていただいておりますが、何か発言はありますか。

- (13番委員) 北溝手の農地を確認しました。少し草が生えていたので、受人と会って話をしました。受人は、去年から今年にかけて体調を崩されており、作付けが出来なかったという事でした。今は、体調も戻り、トラクターで耕耘もしていました。農繁期には、息子も手伝ってくれるという事で問題ないと思います。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) この件について、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、38番、39番、5条29番、30番は許可されました。

#### 【受付番号40番】

- (農地担当) 続きまして40番、美袋の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) この案件ですが、宅地の中に畑があります。詳しくは大月委員からお願いします。
- (農地担当) それでは、大月委員、お願いします。
- (大月委員) この農地ですが、空き家の敷地の一部にある畑です。受人は、空き家と農地を取得するということで、野菜を作付けする予定です。受人は耕作面積が0となっていますが、昔から父親とブドウ栽培をしており、農業経験はある方で、地元としては問題ないと思いますので審議の程よろしくをお願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。40番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、40番は許可されました。

#### 【議案第31号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第31号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第31号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号4番】

(農地担当) それでは、4番、宿の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が山林、西が道路、南が山林、北が山林です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員) この案件ですが、現在のお墓が手狭になったという事で、墓地の新設をするという申請です。詳しくは、高谷委員からお願いします。

(農地担当) それでは高谷委員、お願いします。

(高谷委員) この案件ですが、親戚と共同で使用していたお墓が手狭になり、この度、夫が亡くなられて新しく墓地を新設するという案件です。周辺営農に支障はなく問題ないと思われまます。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、4番は許可されました。

【議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第32号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第32号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号26番、27番】

(農地担当) それでは、26番、富原の件について、27番と関連がありますので一括審議といたします。現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員) この案件ですが、両隣は宅地になっており、最後の1区画です。26番については、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。27番については、道路に接する部分で、道路の幅員が狭く、将来的に道路として寄付する予定です。総合判断として周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) 澁江委員、補足はありますか。

(澁江委員) 補足はありません。よろしくお願いたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、26番、27番は許可されました。

#### 【受付番号28番】

(農地担当) それでは、28番、秦の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が田、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件ですが、農地に建物がはみ出していたという是正案件です。被害防除計画と現地を確認したところ周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) この件について、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。28番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、28番は許可されました。

【受付番号31番, 32番】

- (農地担当) それでは、31番、西阿曾の件について、32番と関連がありますので一括審議といたします。現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが、受人は現在、申請地の西側で修理工場を営んでいます。ここが手狭になったという事でこの度、申請地を駐車場として確保したいということで申請に至りました。周辺は農地も無く、被害防除計画と現地を確認したところ周辺営農に支障はなく、問題ないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、31番、32番は許可されました。

【受付番号33番】

- (農地担当) それでは、33番、東阿曾の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (14番委員) 周辺の状況ですが、東が堤防、西が宅地、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この案件ですが、受人は地元で資材置き場を持っておりませんが、そこが手狭になり、資

材置き場と駐車場として申請するという事です。地元としては問題ないと思いますが、詳細は、武田委員からお願いします。

(農地担当) 武田委員, お願いします。

(武田委員) この案件ですが, 申請地の境界には, ブロック擁壁を設置し, 整地のみで盛土はしないので土砂の流出はありません。排水については, 申請地内に沈殿柵を設置し, 既存の水路に接続します。周辺営農に支障はないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(12番委員) この申請は, 結構な面積になりますが, 一度に申請が出来るのでしょうか

(次長) この農地の農地区分は2種農地ということで, 必要最小限の転用面積という規定がありますが, 今回の申請は, 土地利用計画図にあるとおり, 必要最小限の面積ということで申請されております。

(8番委員) 進入路はどこになるのでしょうか

(武田委員) 東にある堤のところから入れるようになります。ここは, 道があつて坂を下りるようになっています。

(農地担当) 他にありますでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。33番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め, 33番は許可されました。

#### 【受付番号34番】

(農地担当) それでは, 34番, 宍粟の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。

(14番委員) 周辺の状況ですが, 東が田, 西が田, 南が田, 北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員) この案件ですが, すでに駐車場として利用していました。被害防除計画と現地を確認したところ周辺営農に支障はなく, 問題ないものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) この件について, 始末書が提出されています。農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。34番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、34番は許可されました。

#### 【受付番号25番】

(農地担当) 続きまして25番、福谷の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員) この案件ですが、県の災害復旧工事でゴミ置き場を移転する必要が生じたことによるものです。ゴミ置き場と収集車の回転場として、地元自治会が使用貸借により転用するという案件です。周辺営農に支障はないものと思われます。どうぞご審議ください。あと、結構な面積の転用となっていますが、行政の指導も入っていると思いますので、そこは事務局から説明をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(次長) 転用面積について、補足説明をします。ゴミ収集業務は環境課が担当部署となります。環境課によるとゴミ収集車は、安全面から基本切り返しのバックをさせないということで、これだけの面積の回転場が必要という事でした。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、25番は許可されました。

#### 【報告第22号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。報告第22号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第22号 報告書について朗読】

**【報告第23号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告第23号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第23号 報告書について朗読】

**【報告第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告第24号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第24号 報告書について朗読】

**【報告事項】**

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が7件、4条関係が1件、5条関係が10件でございました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) 次に事務局から事務連絡をお願いします。

(事務局) 【農地パトロールについて】

(会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

**閉会 午後2時48分**